

プロジェクト 公共施設等運営権に係る会計上の取扱い

項目 公開草案を再度公表する必要性の有無に関する検討

本資料の目的

1. 平成 28 年 12 月 22 日に公表した実務対応報告公開草案第 48 号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)に対するコメントは平成 29 年 2 月 22 日に締切り、公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。その結果、現状の文案においては、本公開草案の提案から変更が行われた箇所がある。
2. 本資料は、デュー・プロセスの観点から、公開草案を再度公表する必要性の有無について検討することを目的としている。

公開草案の提案から変更を行った主な項目

3. 本公開草案の公表以後、専門委員会及び企業会計基準委員会における審議によって、本公開草案の提案から主に以下の点について変更を行っている。

項目	公開草案での提案	公開草案公表日以後の対応	変更の理由
(1) 更新投資に係る資産及び負債の計上(本実務対応報告案第 12 項(2)、本公開草案第 12 項(1))	<u>更新投資の実施内容の大半が、管理者等が運営権者に課す義務に基づいており、かつ、運営権者が公共施設等運営権を取得した時に、更新投資のうち資本的支出に該当する部分(所有権が管理者等に帰属するものに限る。以下同じ。)</u> に関して、運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額の総額及び支出時期を合理的に見積ることができる場合、当該	<u>運営権者が公共施設等運営権を取得した時において、大半の更新投資の実施時期及び対象となる公共施設等の具体的な設備の内容が、管理者等から運営権者に対して、実施契約等で提示され、当該提示によって、更新投資のうち資本的支出に該当する部分に関して、運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額の総額及び支出</u>	更新投資に係る左記の処理は条件付きであっても認めるべきではないとのコメント、及び更新投資の義務性の明確化を求めるコメントを踏まえて、義務性の具体的な実施内容を明確化するための文言の見直しである。

項目	公開草案での提案	公開草案公表日以後の対応	変更の理由
	<p>取得時に、支出すると見込まれる額の総額の現在価値を負債として計上し、同額を資産として計上する。</p>	<p>ることができる場合、当該取得時に、支出すると見込まれる額の総額の現在価値を負債として計上し、同額を資産として計上する。</p>	
<p>(2)注記事項 (本実務対応報告案第 20 項柱書き)</p>	<p>運営権者は、次の事項を公共施設等運営事業ごとに注記する。</p>	<p>運営権者は、<u>原則として、次の事項を公共施設等運営権ごとに注記する。ただし、同一の実施契約において複数の公共施設等運営権を対象とすることにより一体的な運営等を行う場合、または個々の公共施設等運営権の重要性は乏しいが、同一種類の複数の公共施設等運営権全体については重要性が乏しくない場合には、集約して注記することができる。</u></p>	<p>個々の事業についての重要性は乏しいものの、複数の事業全体についての重要性がある場合には、事業全体としての注記で足りるとのコメントを踏まえ、公共施設等運営権ごとに注記するとともに、それらを集約して注記できる旨を追記したものである。</p>

4. 本資料第 3 項に記載した主な変更点のうち(1)については、コメントを踏まえ、本公開草案の内容を明確化したものであり、本公開草案における提案内容を変更するものではないため、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。
5. また、第 3 項(2)については、公開草案に対して寄せられたコメントに対応して本公開草案における提案内容を変更したものであるが、実務を踏まえた見直しであり、原則的な考え方を変更するものではないため、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。

6. 上記の検討の結果、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。

ディスカッション・ポイント

上記の対応についてご意見をお伺いしたい。

以 上